

●●● 外来種被害予防三原則 ●●●

外来種問題を引き起こさないために、私たち一人一人のとるべき姿勢を表したスローガンとして、「外来生物被害予防三原則」が作成されています。

1. 入れない

悪い影響を与えるかもしれない外来種を、むやみに日本に入れない。



2. 捨てない (逃がさない、放さない)

飼育栽培している外来種を、野外に捨てないで、適切に管理する。



3. 拡げない

すでに野外にいる外来種を、ほかの場所へ拡げない。



生態系被害防止外来種リスト

外来種による生態系等への影響は、我が国の生物多様性が直面する重大な危機の1つです。生物多様性保全に向けた2020年までの国際的な目標である、生物多様性条約の「愛知目標」でも、外来種対策の必要性が掲げられています。

生態系被害防止外来種リスト（正式名称「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」）は我が国の生物多様性の保全に向け、愛知目標の達成を目指すとともに、様々な主体の参画により外来種対策が進展することを目的に、日本における侵略的外来種を整理して、環境省と農林水産省の連名で2015年に作成されました。

2016年3月時点で429種の外来種が掲載されていますが、対策の検討・実施の参考となるよう、「定着予防外来種」、「総合対策外来種」、「産業管理外来種」の3つのカテゴリに区分されています（裏面参照）。

※本リストの作成をもって、要注意外来生物は発展的に解消されます。

■ 外来生物法と特定外来生物 ■

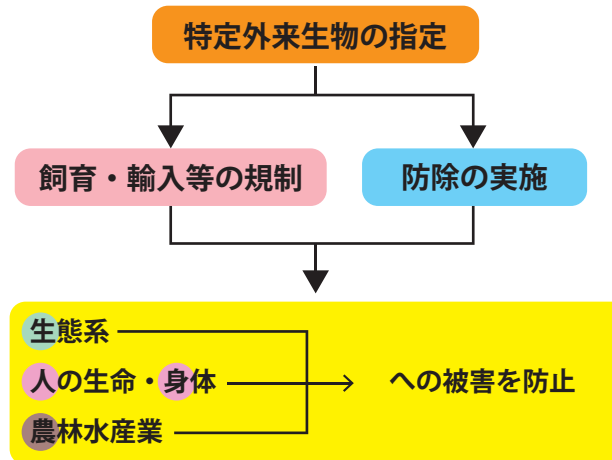
■ 外来生物法

特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として、2005年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が定められました。

■ 特定外来生物

海外起源の外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬、販売・譲渡、輸入、野外に放つことなどが原則として禁止されます。（これらに違反した場合、罰金が科せられます。場合により、許可を得れば飼育等を行うことができます。）

輸入が禁止されることで、国外からの侵入を防ぎ、飼育や運搬などを禁止することで国内における拡散を防ぎます。また既に定着しているものについては、必要に応じて防除が行われます。



特定外来生物の一例 (2015年10月1日現在)

爬虫類：カミツキガメ、グリーンアノール 他
 魚 類：ブルーギル、オオクチバス、カダヤシ 他
 植 物：ボタンウキクサ、アレチウリ、オオカワヂシャ 他

※ 環境省自然環境局発行の「外来生物法」および「生態系被害防止外来種リスト」リーフレットを編集・加工しています。詳しくは環境省外来種対策ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>



“外来種”って何だろう？

もともとはいなかった地域に、人間によって持ち込まれた生物を「外来種」といいます。

日本の野外に生息する外来種の数、2000種を超えています。これらは意図的・非意図的に関わらず、日常的にもともといなかった地域に導入されています。

外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。一方で定着している・していないに関わらず、地域の自然環境や農林水産業などに大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものもあります。これを「侵略的外来種」といいます。

■ 外来種が引き起こす3つの悪影響 ■

1. 生態系への影響

- ・ 捕食： 在来種（もともとその地域にいる生物）を食べる。
- ・ 競合： 在来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする。
- ・ 遺伝的攪乱： 近縁の在来種と交雑して雑種をつくる。

2. 人の生命・身体への影響

- ・ 毒をもっていたり、人をかんだり刺したりする。

3. 農林水産業への影響

- ・ 農作物などを食べたり、畑を踏み荒らしたりする。

～ 外来種のペットを飼っている方へお願い～

※ペットを公園や緑地へ捨てないで!

※ペットは責任と愛情を持って最後まで飼ってね!

生態系被害防止外来種リスト 掲載種の一例

(平成 28 年 3 月時点)

総合対策外来種【310 種類】

すでに日本に持ち込まれて、住みついている（定着が確認されている）外来種で、これ以上数が増えないよう、また広がらないように防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）や遺棄・導入・逸出防止のための普及啓発等の総合的な対策をすることが必要です。

総合対策外来種には、大きな被害が予想される「緊急対策外来種」と「重点対策外来種」があり、このうち「**緊急対策外来種**」は特に**緊急性が高く、積極的に防除を行う必要があります**。「重点対策外来種」は甚大な被害が予想されるため、特に対策の必要性が高いものです。港区でもよく目にする種類を掲載しました。



重点対策外来種

外来性タンポポ

- ・ヨーロッパ原産。港区で道ばたや空き地でよく見られるものは、ほとんどが外来性のセイヨウタンポポです。
- ・おしべとめしべが受粉しなくても、タネができて増える単為生殖であるため、繁殖力が強い。
- ・在来種であるカントウタンポポとの雑種が増えています。



緊急対策外来種 特定外来生物

ボタンウキクサ (ウォーターレタス)

- ・南アフリカ原産。
- ・日本には1920年代から、観賞用に持ち込まれました。
- ・水面を全ておおってしまうほど増えるため、水中の酸素や光が不足して、他の水生生物が住めなくなってしまいます。



緊急対策外来種

アカミミガメ

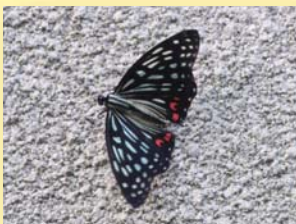
- ・北アメリカ原産。
- ・子ガメはミドリガメの名でよく売られています。子ガメが大きくなって飼いきれなくなり、公園の池などに放されて、もともといるクサガメなどのすみかやエサをうばっています。
- ・港区内のほとんどの公園やお寺の池で生息していて、全国的にも野生化・定着しています。



緊急対策外来種

アメリカザリガニ

- ・北アメリカ原産。
- ・ウシガエルのエサにするため、1927年に持ち込まれました。
- ・池の小動物を食べつくし、水草を切って枯らしてしまうなど、池の中の生きものの生息をおびやかしています。
- ・港区内のあちこちの水辺で見られます。



重点対策外来種

アカボシゴマダラ 大陸亜種

- ・日本では奄美諸島に分布していますが、アジア大陸産の亜種が持ち込まれて、港区でも最近よく見られるようになりました（亜種とは種の下分類単位です）。
- ・在来種であるゴマダラチョウと、幼虫の食草や住む場所をうばいあうおそれがあります。



緊急対策外来種 特定外来生物

ブルーギル

- ・北アメリカ原産。
- ・1回に2万〜3万粒もの卵を産みます。
- ・1960年代に日本に持ち込まれました。
- ・様々な水生生物を捕食するため、河川や池沼の生態系に大きな影響を及ぼしています。



緊急対策外来種 特定外来生物

オオクチバス

- ・北アメリカ原産。
- ・釣りの対象として、ブラックバスの名でよく知られています。
- ・1925年、芦ノ湖に放流され、その後1970年代に全国各地で放流されました。
- ・在来の魚や水生昆虫が捕食され、生態系に大きな影響を及ぼしています。



重点対策外来種 特定外来生物

カダヤシ

- ・北アメリカ原産。
- ・ボウフラ(蚊の幼虫)退治のため、1916年に持ち込まれました。
- ・汚れた水の中でも平気で、おなかの中で卵を育て小魚を産む卵胎生のため、水草がない環境でも繁殖できます。
- ・古川や公園の池で見られます。

定着予防外来種【101 種類】

日本にはまだ持ち込まれていない、または持ち込まれていても住みついてはいない（未定着）外来種で、住みついた場合には地域の生態系に被害をおよぼすおそれのあるものです。持ち込まないように、また住みつかないように（定着を予防）することが必要です。

外国産のクワガタムシ・カブトムシ



オウゴンオニクワガタムシ ヘラクレスオオカブトムシ

- ・世界にはクワガタムシは約1200種、カブトムシが約1000種分布しています。
- ・ペットとして大量に日本に持ち込まれています。野外に逃がさないように気をつけましょう。
- ・外国産のクワガタムシ・カブトムシには、外国産のダニが寄生していたり病気を持っている可能性があり、日本のクワガタムシ・カブトムシにうつると、抵抗力のない日本のクワガタムシ・カブトムシは死んでしまうおそれがあります。
- ・日本にもともといるカブトムシやクワガタムシの食べ物やすみかをうばってしまいます。

産業管理外来種【18 種類】

農業・漁業や公益的役割において重要であり代替性がなく、適切な管理のもとに利用する外来種です。野外に広がらないように管理することが必要です。



セイヨウオオマルハナバチ

- ・ヨーロッパ原産。
- ・トマトなどの作物の花粉を運ばせるために使われています。
- ・在来のハチ類との競合や交雑により、生態系に影響を及ぼしています。



ニジマス

- ・北アメリカ原産。
- ・食用、釣り用に各地で養殖され、放流されています。
- ・イワナやヤマメなど、在来の魚類と競合するおそれがあります。